

令和6年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属：危機管理学部 危機管理学科

資格：教授

氏名：安藤 貴世

<p>研究課題名</p>	<p>「国際犯罪の処罰の確保をめぐる国際刑事法の発展的研究」</p>
<p>研究目的及び 研究概要</p>	<p>本研究は、国際犯罪に責任を有する個人の訴追・処罰の確保の仕組みに焦点を当て、国際刑事法の構造全体に関する体系的研究を深化・発展させることを目的とするものである。</p> <p>研究の背景として、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻が挙げられる。当該事態においては、戦争犯罪や人道に対する犯罪といった中核犯罪の発生が指摘されており、2023年3月には戦争犯罪容疑でロシアのプーチン大統領らに対し国際刑事裁判所が逮捕状を発付した。他方で現在に至るまで逮捕状の執行には至っておらず、国際刑事裁判所による対応の実効性に対し疑問が呈されているのも事実である。</p> <p>本研究は、こうした近年の事例を念頭に、国際犯罪、特に中核犯罪に対し責任を有する者の訴追・処罰を如何にして確保し得るかという点について、国際刑事裁判所からの対処、特に国際刑事裁判所による訴追の実効性、さらにロシアによるウクライナ侵攻への対応としての特別法廷設置の可能性を含めた検討を行うものである。</p>
<p>研究実績の概要</p> <p>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</p>	<p>令和6年度は、これまでの継続として、国際犯罪に責任を有する個人の訴追・処罰の確保という観点から、特にロシアによるウクライナ侵攻に着目した研究を進めた。具体的には、当該事態に関しては、侵略犯罪は国際刑事裁判所の管轄権の対象外である点を踏まえ、侵略犯罪に責任を有する者の訴追を行う特別法廷の設置に関する検討を深化させた。さらにロシアによる攻撃から生じたウクライナ国内の環境破壊の扱いにも注目し、大規模な環境破壊が国際刑事裁判所の対象犯罪としての第5の中核犯罪となり得るかという点も含め、国際刑事法と国際環境法の交錯という視点から資料の収集および分析作業を進めた。</p> <p>なお、2023年10月に発生したイスラエルとハマスの武力衝突という事態に対し、2024年11月にイスラエルのネタニヤフ首相、ハマスの司令官らに逮捕状が発付されたが、ロシア・ウクライナの事態と同様に、現時点まで執行に至っていない。他方で、国際刑事裁判所により人道に対する犯罪の容疑でフィリピンのドゥテルテ前大統領に対し発付された逮捕状は執行され、同氏の身柄が2025年3月に同裁判所に移送された。フィリピンの例に関しては、マルコス現大統領の政治的な思惑の存在も指摘されているが、これは当該国の国内政治等の動向により逮捕状の執行、容疑者の身柄拘束の行方が左右されることを示すとともに、国際刑事裁判所による捜査の積み重ねや逮捕状発付が決して意味のないものではないことを示唆している。</p> <p>こうした国際刑事裁判所に係る具体的事例も踏まえつつ、今年度の研究の成果を来年度以降に、学会報告や論文などの形でまとめていく予定である。</p> <p>また上記の研究と並行して、令和6年度は、「日本の安全保障と国際貢献をどう読むのか」（佐渡友哲・信夫隆司ほか編『国際関係論（第4版）』第7章、弘文堂、2025年2月）を執筆・刊行した。これは、近年の国際情勢を踏まえ、『国際関係論（第3版）』（弘文堂、2018年）までに収録されていた拙稿「国際社会における日本の位置づけをどう読むのか」の内容を大幅に改訂し、加筆したものである。今般の「日本の安全保障をどう読むのか」と題する論稿では、日本の安全保障、周辺諸国との特に領土をめぐる問題、日本の国際協力、国連における日本の役割という4つの視点から、現在の国際社会において日本が置かれている状況を明確化した。その際に、ロシアによるウクライナ侵攻が日本の領土問題や、国連の安保理運営に与える影響などについても言及した。</p>